⑵　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１バーストの継続時間以上）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル又はＲＭＳ

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的（一定周期かつ一定バースト長）バースト送信状態とする。

⑵　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて最大出力及び不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

⑶～⑸　［略］

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑴のように設定し、掃引及び不要発射の探索を行う。探索した不要発射の振幅値を等価等方輻射電力に換算した値が許容値を満足する場合は、⑵の測定は行わず、求めた換算値を測定値とする。

⑵　探索した不要発射振幅値を等価等方輻射電力に換算した値が許容値（バースト波の場合は、許容値から３dBを減じた値）を超えた場合は、スペクトル分析器の周波数の精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHzと順次狭くして、その不要発射の周波数を正確に求め、スペクトル分析器を２⑵のように設定し、不要発射の振幅の平均値（それらがバースト波の場合は、それぞれのバースト内の平均値）を求めて、等価等方輻射電力に換算して測定値とする。

［⑶　略］

５　試験結果の記載方法

⑴　試験結果は、４で測定した不要発射の測定値を許容値の周波数区分ごとに最大の１波を等価等方輻射電力に換算してμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和を等価等方輻射電力に換算してμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

６　その他

試験機器の状態で規定するスプリアス発射又は不要発射の強度が最大となる状態とは、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数等の組合せで決定される中で、最大送信電力となる状態をいう。スプリアス発射又は不要発射の強度が最大となる状態の特定が困難な場合は、推定される複数の送信条件で測定を行う。

⑵　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１バーストの継続時間以上）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的（一定周期かつ一定バースト長）バースト送信状態とする。

［新設］

⑵～⑷　［同左］

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑴のように設定し、掃引及び不要発射の探索を行う。探索した不要発射の振幅値が許容値を満足する場合は、⑵の測定は行わず、求めた振幅値を測定値とする。

⑵　探索した不要発射振幅値が許容値（バースト波の場合は、許容値から３dBを減じた値）を超えた場合は、スペクトル分析器の周波数の精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHzと順次狭くして、その不要発射の周波数を正確に求め、スペクトル分析器を２⑵のように設定し、不要発射の振幅の平均値（それらがバースト波の場合は、それぞれのバースト内の平均値）を求めて測定値とする。

［⑶　同左］

５　試験結果の記載方法

⑴　試験結果は、４で測定した不要発射の測定値を許容値の周波数区分ごとに最大の１波をμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和をμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

６　その他

⑴　２⑵において、振幅測定時のスペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳ（電力の真値という。）を用いることができる。

⑵　⑴において、不要発射のバースト時間率㊟を不要発射周波数ごとに求めた場合は、２⑵において掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。

注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期